

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 農 学 )	氏名	古賀達也
論文題目	「狩猟の場」を巡る制度の形成過程に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>我が国では、自由狩猟権制と呼ばれるオープンアクセス型の狩猟制度が採用されている。自由狩猟権制は狩猟権の所在や資源利用管理の主体が定められていないため、資源管理機能面での弱さが指摘されてきた。このような問題は明治期から今日まで、「狩猟の場」の問題として議論され、時には政治的コンフリクトが生じてきた。これまで自由狩猟権制の問題点が繰り返し指摘されてきたものの、狩猟権の所在を巡る対立をガバナンスの問題と位置付け、異なる政策選好を有するアクターの存在を前提に、制度の形成過程を分析したものはなかった。</p> <p>本研究では、自由狩猟権制が今日に至るまで実効的な資源管理の仕組みへと発展しなかった背景や要因を、ガバナンス論、政策過程論、歴史的制度論を用いて明らかにしている。本論文は6章構成で、各章の要約は以下の通りである。</p> <p>第1章では、明治・大正期の狩猟法の立法過程について、制度を巡る言説と依存性に着目し、自由狩猟権の制度化過程を分析している。狩猟権の所在を規定しなかった明治6(1873)年の太政官布告鳥獣猟規則が初期選択として機能し、大正7(1918)年狩猟法改正時に自由狩猟権が制度的にロックインされた。明治6(1873)年太政官布告鳥獣猟規則では事実上、他人の所有地上での狩猟が認められ、野生動物がオープンアクセスになったものの、外国人銃猟問題の解決を図る外務省や、有益鳥獣の保護を図る農商務省は狩猟の統制を図るため、ドイツ式地主狩猟権猟区制の導入を目指した。これに対し、職猟者の生業保護という視点から、土地所有者による狩猟権の独占リスクを恐れた法制局や元老院議官が反対した。その後、外務省がドイツ狩猟法の導入を目指したものの、法案作成に関わっていた青木周蔵外務大臣の枢密院顧問官転身や治外法権の撤廃による外国人銃猟問題の解決により地主狩猟権の制度化を図る動きはなくなった。大正7(1918)年狩猟法改正時に、自由狩猟権が制度的にロックインした。</p> <p>第2章では、近世の入会慣行に由来する狩猟権が明治期に制度化されなかった要因を分析している。近世の入会慣行に由来する狩猟権は、元老院会議にて「共同ノ猟場」としてその保護に向けた制度設計が構想され、元老院の人的・知的ネットワークを継承した貴族院で「共同狩猟地」として、明治28(1895)年狩猟法制定時に制度化された。共同狩猟地は職猟者の生業保護に寄与するとの言説を有していたが、国全体で乱獲が進行する過程で、より鳥獣保護機能が高いとの言説を有していた猟区制度の創設が優先され、大正7(1918)年狩猟法改正時に共同狩猟地の新設は停止され、猟区が新たに制度化した。</p> <p>第3章では、円滑な野生動物管理のために長年にわたって注目されてきた猟区制度について、通史的な分析を行った。猟区制度は「入猟金を元手に野生鳥獣を保護繁殖することができる」という理念と言説の下で拡充が図られてきた。この理念や言説は、野生鳥獣の増加を望む保護セクターと、獲物の増加を望む狩猟系セクターの双方から支持され、鳥獣保護繁殖に向け制度の拡充が図られてきた。そのため、この猟区制度は、鳥獣保護繁殖と獣害対策の間でバランスをとるようなスキームを発達させることができなかった。また、猟区の新設・更新に際して土地所有権者の承諾を得ると</p>			

いう点については、大正7（1918）年狩猟法改正以来、全く手が付けられてこなかったため、今日の零細な山林所有形態や所有者不明山林において猟区を設定することは困難になった。現状のままでは猟区制度を活用した野生動物管理の展開は困難と考えられ、猟区制度を革新するためには、入猟規制と捕獲推進のジレンマの克服、土地所有権と猟区設定・更新の関係調整の必要性の二点が必要であることを指摘した。

第4章では、GHQ占領期を取り上げ、GHQ天然資源局より米国式の公共信託型狩猟管理の導入が求められたにも関わらず、この仕組みが我が国では制度化しなかった要因を分析した。天然資源局のオースチンは、日本政府に鳥獣を国民共有の財産として所有権を設けて政府がその資源管理を担うよう求め、林野庁は鳥獣に所有権を設けて国民共有の財産とする法案を作成した。しかし、林野庁の官僚は公共信託財の法概念を政策学習することができず、法案審議の過程で無主物と国民共有の財産に違いがないとの法解釈がなされたことで、結局のところ法改正には至らなかった。

第5章では、自由狩猟権（乱場制）の存廃を巡って、最も政治的コンフリクトが生じた昭和46～47（1971～1972）年の環境庁内外の政策過程を「政策の窓」モデルによって分析し、自由狩猟権制が廃止されずに今日まで存続した要因を明らかにした。初代環境庁長官の大石武一は乱獲防止と狩猟事故防止を目的に自由狩猟権制の廃止を図ったが、自由狩猟権制の支持基盤である狩猟者団体、銃器メーカー、自民党内の狩猟系族議員が反発し、失敗に終わった。この間、政策アイデアの調整すら行われなかったが、その要因として、大石武一の政策転換に向けたフレーミング戦略に不備があったことを指摘した。

第6章では、第1章から第5章の結果をふまえた統合的考察を行った。資源管理機能の脆弱性が克服されなかった要因として、①初期選択に対する経路依存性、②限定的な政策学習、③政策アントレプレナーの政策転換に向けた戦略の失敗、④土地所有権と接続した狩猟制度の機能不全、を指摘した。今後の制度設計の方向性として、①狩猟権に関する問題をガバナンスの問題と位置付けること、②ガバナンスの健全化を図ること、③自由狩猟権制は維持しつつも、猟区制度における土地所有権との接続性を見直すこと、を提案した。時代に即した制度革新を促すための研究の方向性として、政策学習とアクターの戦略に着目する重要性を指摘した。また、狩猟制度研究の方向性として、①欧米との比較政治史研究、②コモンズ論の視点からみた研究、③環境倫理学の視点からみた研究、④新制度論やガバナンス論の視点からみた制度設計やガバナンスのあり方の検討、を指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

全国各地で獣害問題が深刻化しており、その解決策が模索されている。獣害問題への対応にあたっては、防護柵のような技術的対応だけでは解決困難な段階に至っているといえよう。狩猟制度そのものについての検討も必要である。こうしたなかで、本論文では、我が国で明治以来採用されてきた自由狩猟権制の形成過程を分析することを通じて、なぜ実効的な資源管理の仕組みが制度化しなかったのかを明らかにした。本論文で評価できる点は、以下の4点である。

- 1) 狩猟制度の形成に関わる公文書、議会議事録、新聞記事などの一次資料を包括的に収集し、事実関係の整理を詳細に行った。
- 2) 歴史的制度論や政策過程論の分析枠組みを用いて我が国の狩猟制度を通史的に論じた。
- 3) 「狩猟の場」について、異なる政策選好を有するアクターを想定したガバナンス問題として分析し、制度の形成過程を解明した。
- 4) 猟区制度について通史的整理を行うと同時に、滋賀県において事例分析を行い、猟区制度の課題を明らかにした。

以上のように、本論文は、十分な文献調査を中心に、明治以降の狩猟制度の通史的整理を行い、自由狩猟権制の継続要因を明らかにし、さらには、今後の狩猟管理方法への提言を行っており、野生生物管理学、森林政策学、環境政策学、環境デザイン学、政治学の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士(農学)の学位論文として価値あるものと認める。

なお、令和6年1月18日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士(農学)の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。

また、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

注) 論文内容の要旨、審査の結果の要旨及び学位論文は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。

ただし、特許申請、雑誌掲載等の関係により、要旨を学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降 (学位授与日から3ヶ月以内)